

「平成28年熊本地震」により被害を受けられた場合の 県税の手続きについて

平成28年熊本地震で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

福島県では、平成28年4月14日に発生した熊本地震に関して、熊本県内に主たる事務所等がある法人の皆様や、熊本県内にお住まいの皆様に係る県税の取扱いについて、次のとおり対応することとしましたのでお知らせいたします。

1 法人県民税、事業税及び地方法人特別税について

熊本県内に主たる事務所、事業所等を有する法人のうち、地方税法又は福島県税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付を必要とする法人であって、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものにつきましては、その期限を延長します。

延長の期間は、国税庁及び熊本県の状況を踏まえた上で判断し、改めてお知らせいたします。

なお、期限延長の手続きは不要です。

2 自動車税について

金融機関の利用による手数料負担の軽減や、納税証明書の速やかな発行が必要となる場合を考慮し、コンビニエンスストアでの納付や、分割払いが可能なインターネットによるクレジットカードでの納付に対応できる平成28年度の納税通知書を5月9日に発付いたしました。

この納税通知書の納期限は5月31日となっておりますが、地震により被害を受けたなどの理由により納期限内に納付することが困難な場合は、納期限の延長などの制度がありますので各地方振興局県税部へご相談ください。

また、上記以外の県税につきましても納期限の延長などの制度がありますので、各地方振興局県税部へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

県北地方振興局県税部	0 2 4 - 5 2 3 - 4 7 8 9
県中地方振興局県税部	0 2 4 - 9 3 5 - 1 2 3 5
県南地方振興局県税部	0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 1 2
会津地方振興局県税部	0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 3 5
南会津地方振興局県税部	0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 2
相双地方振興局県税部	0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 2 3
いわき地方振興局県税部	0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 2 4
福島県庁税務課（法人に関すること）	0 2 4 - 5 2 1 - 7 0 6 8
（自動車税に関すること）	0 2 4 - 5 2 1 - 7 0 7 0